

意匠審査基準・ 創作非容易性の検討 (4)

東京理科大学専門職大学院イノベーション研究科教授
鈴木 公明

7-2. 「配置の変更による意匠」による論理づけの検討

意匠審査基準「23.5.3配置の変更による意匠」では、「公然知られた意匠の構成要素の配置を当業者にとってありふれた手法により変更したにすぎない意匠。

このような意匠は、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。」とされている。

この類型の説明は、直前の「寄せ集めの意匠」の場合とは異なり、配置の変更による意匠「とは」、という書き出しになっていないため、「配置に変更による意匠」の定義を示そうとした文章であるのか、「配置に変更による意匠」の典型例を示そうとした文章であるのか、直ちには明らかでないが、少なくとも以下の要件を満たせば、出願意匠を容易に創作できた意匠であると認定することを示していることがわかる。

- ①「一の公然知られた意匠」
- ②「当該公然知られた意匠の構成要素であって、配置を変更する対象として特定され得る構成要素」
- ③ありふれた手法により構成要素の配置を変更したと認定する根拠」

この類型の説明については、先の類型とは異なり、「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」と記載すべきところを「意匠」と記載した誤記であるとは、直ちには言えない。なぜなら、ある証拠が「意匠である」ことは、それを「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」と認定するに十分であるため、典型例を示す意図であるなら、条文の文言と矛盾しないからである。

また、その後記された【事例】の冒頭の説明について、先の類型の場合と同様に、立証を必要としない事実あるいは立証された事実を示すものであると仮定する立場に立つならば、「その意匠の属する分野において、公然知られた意匠の通常使用状態においてイコライザー用表示部と増幅器用操作部の配

置を変更することは当業者にとってありふれた手法である」との説明は、「配置の変更による意匠」の類型として、出願意匠を容易に創作できた意匠であると認定するに十分な条件を示していることとなる。

ここで、この類型においては他の類型とは異なり、「通常使用状態において」という追加的条件が示されている点を考慮する必要があるだろう。なぜなら、「通常使用状態」を想定するためには、それがどのような「物品」であるかという情報が必要であるから、検討する対象(すなわち証拠)が単なる「形状、模様もしくは色彩またはこれらの結合」ではなく、「物品」概念を含む「意匠」でなくてはならないからである。

しかしながら、この説明文の真意を直ちに把握することは困難である。「イコライザー用表示部と増幅器用操作部の配置を変更すること」が「当業者にとってありふれた手法である」か否かという論点は、意匠の創作の段階について検討する事項ではあっても、意匠の創作が完成し、実際の製品となった後の「通常使用時」について検討すべき事項であると考え難いからである。あるいは、この説明文の言わんとするところは、意匠の創作者たるもの、通常使用時の状態を想定しながら創作することが当然であるという前提のもとに条文を解釈しているということかもしれないし、そうではなくて、公然知られた「イコライザー付増幅器」の通常使用状態を知る当業者が、「通常使用」に差し障りのない範囲で構成要素の配置を変更することが、当業者にとってありふれた手法である、との事項が、立証を必要としない事実あるいは立証された事実である、ということなのかも知れないが、いずれであるとも判別しがたい。

以上の検討を踏まえ、意匠審査基準のこの部分の記載の真意を総合的に付度するならば、この類型に限っては証拠として採用すべき対象が、「形状、模様もしくは色彩又はこれらの結合」ではなく「物品」概念を含む「意匠」であるとの解釈を特許庁が示しているものと判断することが妥当であろう。

さらに言うならば、【事例】において「イコライザー用表示部と増幅器用操作部の配置を変更する」という文言で表現されている創作手法は、特定の構成要素の「配置の変更」を行う、というよりむしろ二つの構成要素について相互に「配置の交換」を行う、と表現したほうがより適切であるものと考えられる。

さて、このような検討を前提として、意匠審査基準を貝吊り下げ具事件にあてはめた場合、「配置の変更による意匠」の類型であるとして創作が容易であったと立論できるであろうか。

まず、①については、配置がどうであれ、本願意匠のすべての構成要素を有している公然知られた意匠を採用する必要があるから、2本一対の「連結線」、2個一対の「ロープ抜け止め片」、「ピン」のすべてを備えている例示意匠2がその候補となるであろう。次に②については、2本一対の「連結線」と、2個一対の「ロープ抜け止め片」がこれに該当するであろう。そして③についてはどうであろうか。以下、2本一対の「連結線」と、2個一対の「ロープ抜け止め片」の配置を変更して本願意匠の創作をすることについて、「ありふれた手法により構成要素の配置を変更したと認定する根拠」であると認定すべき根拠があるか検討する。

一般に、意匠の構成要素の配置の変更を記述する場合、変更前の配置と変更後の配置を特定することが必要であるが、本件の場合に、「連結線」および「ロープ抜け止め片」の変更前後の配置をどのように特定できるであろうか。これは、先に示した、「配置の変更」というよりも「配置の交換」という表現のほうが、この類型をより適切に表現できることに関わる問題である。「連結線」の変更前後の配置は、連結線の中心線の位置により一応特定することができるものと考えられる。一方、「ロープ抜け止め片」は、ピンに対して斜め上方に突出しているため、変更前後の配置を特定しようとする場合、「ピンの付け根」「ピンの先端」「ピンの長さ方向の中央」など、様々な部位に基づく特定方法が考えられる。

このような事情を考慮した場合に、「ロープ抜け止め片」の変更前後の配置を「ピンの付け根」「ピンの先端」「ピンの長さ方向の中央」のいずれで特定するとしても、本件の証拠関係において「連結線」と「ロープ抜け止め片」の「配置の変更」が、ありふれた手法であるとの事実は認められず、さらに言えば、例示意匠2を各構成要素の変更前の配置であるとした場合には、「ロープ抜け止め片」の変更前後の配置を「ピンの付け根」「ピンの先端」「ピンの長さ方向の中央」のいずれで特定するとしても、「連結線」と「ロープ抜け止め片」の配置の変更により本願意

匠を構成することはできない。

結果として、「配置の変更による意匠」の類型による論理づけを試みたとしても、提示された証拠関係の下では、判決が言う「2本の連結紐をロープ止め突起内側直近に配設し、それぞれの連結紐とロープ止め突起との間にほぼ三角形に空間を形成すると共に、2本の連結紐の間隔を広くして2本の連結紐と上下のピンの間にロープを配置できる広さを有する横長長方形空間を形成すること」を容易であると論理づけることはできない。

なお、仮に、特許庁が意匠法第3条第2項の解釈として、「配置の変更による意匠」の類型を、上述のような二つの構成要素の位置の交換のみを意味するのではなく、任意の位置への移動をも容易な創作手法であるとする意図を有しているのであれば（それ自体、筆者は直ちに賛成する立場にないが）、少なくともそのような説明を行い、対応する【事例】を提示するのでなければ、制度利用者にその意図が伝わると期待することは困難であろう。

8. 結論

本稿では、意匠審査基準に明示されているとは言い難い創作容易性判断の理念的枠組み及び必要条件について考察した。

そして、創作非容易性に係る意匠審査基準が提示する「置換の意匠」「寄せ集めの意匠」および「配置の変更による意匠」の3タイプのそれぞれについて、「貝吊り下げ具」にかかる出願意匠が容易に創作することのできた意匠であると論理づけられるか検討した結果、意匠審査基準の記載から想定される創作容易性判断の理念的枠組み及び必要条件の下では、判決の示す通り、本願意匠が容易に創作することのできた意匠であるとは結論付けられないことを示した。

また、一連の検討過程で、意匠審査基準の表現にいくつかの誤りがあること、曖昧な表現ぶりのために真意を測ることが困難である点についても指摘した。

意匠制度の発展のため、また、制度利用者にも無用の混乱と不利益を生じないためにも、本稿による指摘への対応、すなわち意匠審査基準の表現について誤りが正され、曖昧さの残る表現が明確化されることを強く期待する。（おわり）